

Point

- **省エネ適判を受けている場合**は、省エネ適判機関から発行される**省エネ適判通知書**を建築確認申請を行っている**建築主事等に提出**してください。
- **仕様基準により省エネ性能を評価している場合**は、**外皮の仕様や省エネに係る設備機器等の情報**を記載した**設計図書を建築確認申請図書に含めて**ください。

必要図書の整理(省エネ関係)

●：申請時に提出 ○：必ずしも申請時の提出は不要	省エネ適判を受ける場合			省エネ適判を受けない場合	
	省エネ適判	確認申請	完了検査	確認申請	完了検査
適合判定通知書 ※省エネ適判機関が発行		○※	●		
計画書(書式) 注：建築物エネルギー消費性能 確保計画	●	○※	●		
設計内容説明書	●		●	●	●
各種図面	●		●	●	●
各種計算書	●		●		
機器表等	●		●	●	●
省エネ工事監理報告書			●		●
納入仕様書・品質証明書・施工記録書等			●(現場備付)		●(現場備付)

※ 確認申請図書等の留意点

省エネ適判機関から発行される**省エネ適判通知書**が建築確認申請を行っている**建築主事等に提出されない限り**、建築確認の**確認済証が発行されず、着工できません**のでご注意ください。

41

2-4. 省エネ適判に係る補足事項

非住宅

住宅



テキスト
P-24

住宅に関する省エネ適判の要否(全体整理)

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

省エネ適判が必要な場合(性能評価活用等による合理化)

- **仕様ルートから標準計算ルート又は併用ルートに変更する**場合は、改正建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づき、**省エネ適判を受ける必要**があります。 No.1,2
- **標準計算ルート又は併用ルートから仕様ルートに変更する**場合は、改正建築物省エネ法第11条第2項ただし書の規定が適用され、**変更の省エネ適判は要しません**。 No.8,9
- 用途が変更されない場合であって、外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る評価方法の変更を伴わず、**変更内容が軽微な変更**に該当する場合は、**変更の省エネ適判は要しません**。 No.6,7
- 変更前及び変更後**いずれも仕様基準に適合する**場合は、**省エネ適判は要しません**。 No.10

No.	当初(建築確認申請時)		変更後	
	評価方法	省エネ適判の要否	評価方法	省エネ適判の要否 (再適判含む)
1	仕様	不要	計算	新規の適判
2	仕様	不要	併用	新規の適判
3	計算	必要	併用	再適判
4	併用	必要	計算	再適判
5	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更)	再適判
6	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法は変更なし)	不要(軽微な変更)
7	計算	必要	計算	不要(軽微な変更)
8	計算	必要	仕様	不要※
9	併用	必要	仕様	不要※
10	仕様	不要	仕様	不要

※ 完了検査の申請までに省エネ適判を受けることも可能であり、その場合は、適合判定通知書又はその写し並びに当該省エネ適判に要した図書及び書類を、完了検査時に建築主事等に提出する。

42

【参考】様式等の作成例

4月1日以降、省エネ適判申請の様式が改正されます。
テキストの以下の部分に記載がありますので、参考の上、
作成願います。

P59～【参考1】様式記載例

※P26～図面の作成の注意点も参考の上作成願います

【参考1】様式記簿例

5 【参考1】様式記簿例

(1) 適合義務・適合判定関係

① 計画書（事例用、共同住宅（付棟舎品））

施設名：第一（第一種）保育園（国木工業株式会社4歳）
園一（第）

園一（第）

計画書

2020年 4月 1日

計画書（実行）又は設備整備計画・事業計画・事業報告書に添付 附

取得者の氏名又は

東京建設設計株式会社

主たる事業所の所在地

取得者（法人）の住所

東京都中央区

代表者の氏名

佐藤 太郎

性別 男性

年齢 32歳

建築物の構造及び階層ごとにこの建築士を記入し

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（11 条第1項（附則第14 条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物のエネルギー消費性能評価結果が良好です。この建築物及び附属設備に必要事項は、準拠に規定ありません。

(内線には記入しないでください)

交付済 年 次	設計責任者の署名と印 年 次	決断書
第 一 期	第 二 期	
第 三 期	第 四 期	

P. 09

(4) 施行日前後のお願い事項

改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

Point

- 施行日前に着工する場合は、省エネ基準への適合義務はありませんが、**施行日以後に着工**する場合は、**省エネ基準への適合が必要です**。
- この場合、確認済証の交付時期や計画変更の有無により、建築確認・検査の手続きが異なるため留意が必要です。

	法施行日 (令和7年4月1日)	省エネ基準適合の確認			適合判定通知書、 計画書の提出 (建築物省エネ法第11条第1項 ただし書が適用されない場合)
		確認審査 (当初)	確認審査 (変更)	完了検査	
1	確認申請 確認済証 → 着工 → 完了検査申請※ → 検査済証	不要	—	必要	完了検査の申請時に必要
2	確認申請 確認済証 → 計画変更の確認申請 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証	不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
3	確認申請 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証	必要	—	必要	確認審査時に必要
4	確認申請 確認済証 → 計画変更の確認申請 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証	不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
5	確認申請 確認済証 → 計画変更の確認申請 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証	不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
6	確認申請 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証	必要	—	必要	確認審査時に必要

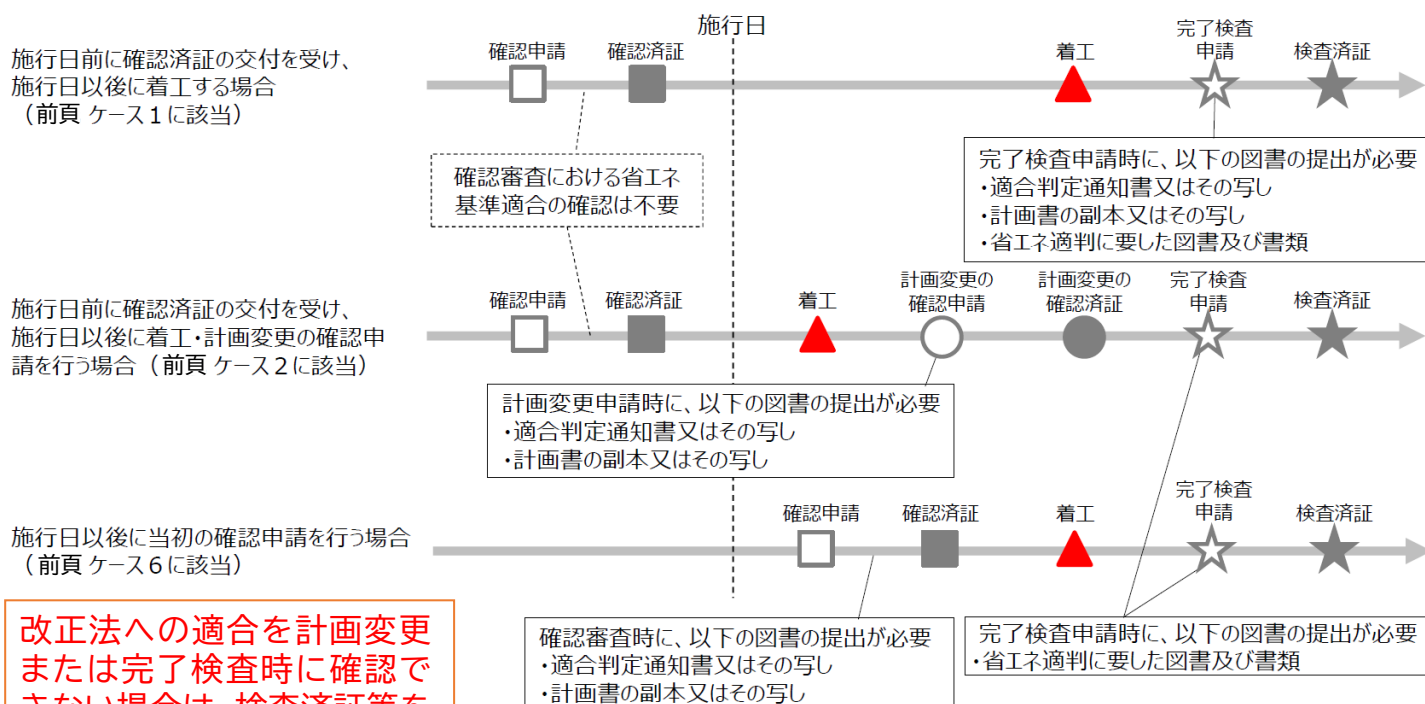
建築物省エネ法の申請単位は棟毎のため棟毎の工事着手の時期で判断します

完了検査申請時には、省エネ適判に要した図書及び書類の提出が必要

45

建築物省エネ法関連の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

- 施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工する場合は、完了検査申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写し及び添付図書等が提出されることとなる。
- 施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工し、計画変更の確認申請を行う場合は、計画変更申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写しが提出されることとなる。

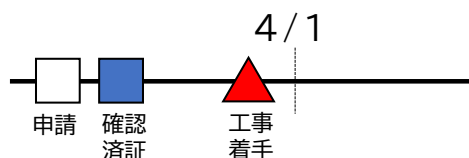


改正法への適合を計画変更または完了検査時に確認できない場合は、検査済証等を交付することができません。

46

確認済証の交付の時期と工事着手日によって手続きが異なります。

都市計画区域内の場合



確認済証の交付: 3月31日以前
工事着手 : 3月31日以前

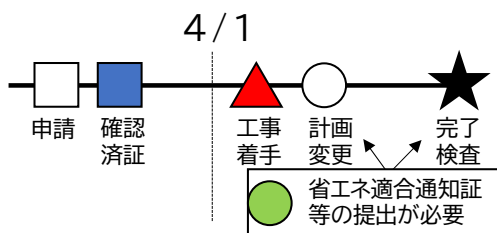
※住宅と非住宅の小規模建築物は現行のどおり、
300㎡未満は説明義務、300㎡以上は届出義務

- 3月は確認申請窓口が込み合うことが予想されますので、
余裕をもって確認申請のご提出をお願いします。
- 現行の省エネ物省エネ法の届出や建築主へ説明が必要です。
- 申請状況によっては3月中に確認済証の交付ができず、4月1日以降に審査がずれ込む場合があります。その場合は、改正法の適用になり、**省エネ仕様基準の審査または省エネ適合性判定の申請**(新3号建築物を除く)が必要になります。
- 工事着手がわかる資料の整理をお願いします。

47

お願い事項

都市計画区域内の場合



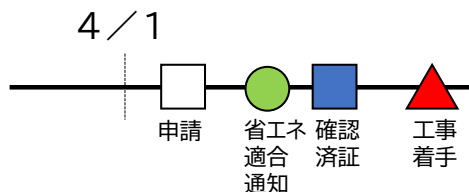
確認済証の交付: 3月31日以前
工事着手 : 4月1日以降

※原則全ての建築物に省エネ基準適合義務化

- 3月以前に4月1日以降の工事着手で確認申請を提出する場合、省エネ基準や構造等の4号特例の部分について確認申請時に確認する場合がありますので、改正後の法適合性について、あらかじめ窓口に相談をお願いします。
- 省エネ基準を仕様基準等以外で省エネ計算による場合は、**4月1日以降に適合性判定の申請**(新3号建築物を除く)をし、**計画変更もしくは完了検査申請時に副本等の提出が必要です。**
- **改正法への適合**を計画変更または完了検査時に確認できない場合は、**検査済証等を交付することができません。**
- 5月以降の着手のものは、年度内は窓口が込み合うことからなるべく4月1日以降に申請をお願いします。

48

都市計画区域内・区域外の場合



確認申請の提出: 4月1日以降
工事着手 : 4月1日以降

※原則全ての建築物に省エネ基準適合義務化

- 申請様式は、改正後の様式でご提出をお願いします。確認申請の法定審査期間は**35日**ですので、工事着手の35日前までに申請をお願いします。
- **省エネ基準を仕様基準等以外で省エネ計算で適合させる場合は、適合性判定の申請**(新3号建築物を除く)**が必要です。**
- 構造の経過措置の適用を受ける場合も、構造関係書類の添付が必要です。
- 手数料が改正された場合、改正後の金額で納付ください。
- **都市計画区域外**(現行法の4号建築物の場合のみ)で**4月上旬に着工したい場合は**、3月以前に申請はできませんので、提出予定の確認申請窓口・省エネ適合判定機関等に**事前相談**の上、申請をお願いします。

49

令和7年3月31日以前に着工の4号建築物の 確認申請は**2月末まで**の 提出にご協力をお願いします

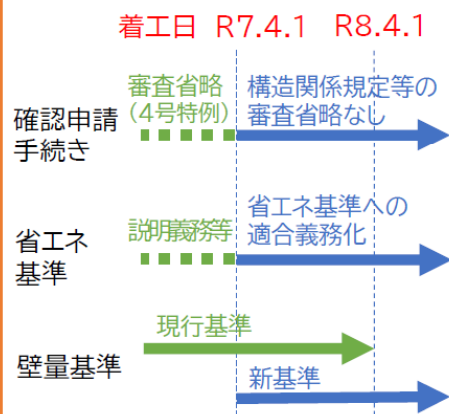


(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

- 改正建築基準法・建築物省エネ法が**令和7年4月1日**に施行されます。
- 確認申請窓口では2～3月は確認申請の増加が見込まれ、確認済証交付に時間を要することが予想されるため、3月31日までに着工を希望される場合は**余裕をもった申請にご協力**をお願いします。
- 3月に申請し、図書の追加説明等が生じた場合、確認済証が3月中に交付できないおそれがあり、その場合**改正法の適用対象(省エネ基準適合義務の対象等)**となりますので、ご注意ください。
- 5月以降に着工する物件は4月以降の申請にご協力をお願いします。

※着工の時点とは・・・杭打ち工事、地盤改良工事、山留め工事又は根切り工事に係る工事が開始された時点を指します。

4号建築物から新2号建築物に移行する建築物の手続き



※壁量基準等のみ1年の猶予期間あり



注意

・4月早期に工事着工を予定している物件については、改正法に適合していることが確認できる書類を添付して3月までに申請するなど、対応方法について申請先窓口とご相談ください。
 ・確認済証の交付後に**着工が4月にずれ込んだ場合**、計画変更申請もしくは完了検査までに、省エネ適判通知書の交付や改正法に適合することの確認を受ける必要があります。

50

質疑応答集 抜粋

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)に係る質疑応答集
(令和6年12月26日時点)
<https://www.mlit.go.jp/common/001854758.pdf>

Q&A抜粋

1-1 制度全般・義務付対象

	問	答
4	都市計画区域 ^内 で平屋かつ200 ㎡以下（いわゆる新3号建築物）の場合、省エネ基準への適合性審査の扱いは。	ご質問の場合については、法第11 条第1 項により「特定建築行為」から除外されているため、 省エネ基準適合の対象ではありますが、省エネ適判は不要となります。
5	都市計画区域 ^外 で平屋かつ 200 ㎡以下の場合、現行通り建築確認及び検査は省略されると認識してよいか。省エネ基準への適合性審査の扱いは。	ご質問の場合については、建築確認申請を要する「要確認特定建築行為」に該当しないことから、建築確認及び検査は省略されます。省エネ基準適合義務制度においても、 基準適合の対象ではありますが、省エネ適判は不要となります。
6	適合義務について、建物用途による除外規定はあるか。	現行制度において、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途の建築物（例：自動車車庫、常温倉庫、神社、寺院等）は適合義務の適用除外となっており、改正後も同様です。
9	増改築の場合、改正法施行に伴い省エネ基準への適合が求められる対象が、増改築後の建築物全体から増改築部分のみに変更されるが、当該増改築部分が適用除外の要件を満たす場合には省エネ基準への適合や省エネ適判手続きは不要となると考えてよいか。	増改築時であっても、適用除外の判断は建築物全体で行いますので、 増改築後の建築物全体が適用除外の要件を満たさない場合には、省エネ基準への適合や省エネ適判手続きは必要となります。
16	既存建築物に対して用途変更を行う場合には、基準適合が義務付けられるのか。	用途変更を行う場合であって、新築又は増改築に該当しない場合は、適合義務の対象とはなりません。

Q&A抜粋

1-2 増改築の扱い

	問	答
1	改修は適合義務の対象か。	適合義務の対象は新築・増改築であり、修繕・模様替えといったいわゆる改修・リフォームは対象外です。
2	大規模の修繕・模様替は適合義務の対象か。	大規模の修繕・模様替は適合義務の対象外です。
3	増改築部分のみで省エネ基準適合を求められる建築物の条件について伺いたい。	令和7年4月1日以降に増改築の工事の着工を行う建築物は、増改築部分のみで省エネ基準適合が求められます。
7	減築と増築を同時に行った場合、計画の床面積が従前より増加しなければ適合義務対象外として考えてよいか。	減築と増築を同時に行った場合においても、床面積 10 m ² (予定) を超える増築を行った場合は、適合義務の対象となります。
8	住宅において既存部分と増築部分の室が一体となる増築の場合の取り扱いはどのように考えればよいのか。	既存部分と増改築部分の室が一体となる場合でも、増築部分について省エネ基準適合が求められ、外皮は仕様基準に、一次エネルギー消費量は仕様基準又は計算により省エネ基準に適合することが必要です。なお、一次エネルギー消費量を計算により省エネ基準に適合させる場合については、住宅の評価方法を「増改築部分を対象に評価する」とすることで、新築と同様にWeb プロで計算できます。(2024.8 現在 試用版を公開) なお、増築時に既設の設備を利用し、新たに設置する設備がない場合は、当該既設設備が基準策定設備であるものとみなして評価を行うこととしています。

53

Q&A抜粋

	問	答
9	住宅において、既存部分の外皮に接して増改築を行う場合（戸建住宅において既存外壁に接して増改築を行う、共同住宅において既存住戸と室を一体化させずに一住戸まるごと増改築するなど）は、当該増改築部分の外皮は標準計算が行えると考えてよいか。	住宅の増改築における外皮性能の評価について、既存部分と増改築部分との境界となる既存部分側の壁や床等は、性能を把握することが困難な場合も想定されることから、外皮については仕様基準への適合を求めています。
12	住宅において「増改築を行った部分が省エネ基準に適合する必要がある」について、一次エネルギー消費量基準の計算は、増改築部分に設備がない場合は、既存部分の設備が計算対象となるのか。	増改築部分に対象居室が存在せず、増改築部分に設置する設備がない場合や、既存の設備を利用するため増改築部分に設備を設置しない場合は、基準策定設備があるものとして評価を行います。 また、増改築部分に入居後に設置する場合は、新築時の評価と同様としています。

1-3 制度全般・義務付対象

1	省エネ基準適合義務制度はいつ以降に何をした場合に適用されるのか。	令和7年4月以降に工事に着手した建築物に対して省エネ基準適合の義務が適用されます。
4	施行日以前に確認申請を提出していても着工が施行日以後の場合は適合義務の対象となるのか。	貴見のとおりです。
5	令和7年4月以降に着工する場合に基準適合が求められるが、着工はどの時点が基準になるのか。	「工事に着手」とは、「杭打ち工事」、「地盤改良工事」、「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が開始された時点を指します。
11	令和7年3月までに着工し、令和7年4月以降に計画変更を行う場合、省エネ基準適合及び省エネ適判は必要か。	不要です。住宅及び小規模非住宅に係る省エネ基準適合義務制度は「着工日が施行日（令和7年4月）以降」の場合に適用されます。

54

	問	答
12	施行日前に着工し、施行後に省エネ基準適合の評価を仕様基準から標準入力に変更した場合は、省エネ適判手続きは不要と考えてよいのか。	施行日前（R7.3 末まで）に着工している建築物については、その後竣工までに評価方法の変更を含む計画の変更が生じた場合において、 変更に係る手続き（変更届出・新規の省エネ適判）は要しない運用 としています。
13	省エネ基準適合義務制度が開始する令和7年4月以降に住宅の着工を予定しているが、制度開始前の令和7年3月までに予め省エネ適判の申請を行い、審査を受けることは可能か。	令和7年3月までは改正法が施行していないことから、法に基づく住宅に関する省エネ適判の 申請をすることはできませんが、事前相談は可能です 。詳細は、申請を予定している省エネ適判機関にご相談ください。

1-4 省エネ性能の評価（全般）

	問	答
7	住宅と非住宅の複合建築物の場合の省エネ基準はどうなるのか（何を対象にどの基準が適用されるのか）。また、住宅部分を外皮・一次エネルギーとも仕様基準により適合確認した複合建築物については、省エネ適判手続きは必要となるか。	複合建築物の場合、 住宅部分は住宅の基準、非住宅部分は非住宅の基準が適応され、それぞれの基準に適合する必要があります 。住宅部分と非住宅部分の境界は壁や床などで区分できる計画が望ましいです。また、省エネ適判申請は建築物単位（棟単位）で要否を判断することから、省エネ適判が必須となる非住宅部分を含む複合建築物は、省エネ適判手続きが必要となります。
8	複合建築物の住宅部分における外皮計算について、住宅と非住宅の境界部分はどちらに該当するのか。	非住宅側では、住宅部分に面する部分は評価しません（計算シートは未入力・空欄とする）。住宅側では、境界部分（界壁）の熱損失を考慮して外皮計算を行います。

※仕様基準や省エネ計算については、国HPでご確認ください。

55

4-2. お問合せ先等

国土 テキスト P-57

情報提供サイトの整理

Point

- 国土交通省、国立研究開発法人建築研究所及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会では、それぞれ改正建築基準法・改正建築物省エネ法に関連する情報をホームページで提供しています。

機関名	提供情報・URL	検索ワード例
国土交通省	令和4年改正 建築基準法について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html	「改正建築基準法」
	建築物省エネ法について（法令、制度全般、表示制度ガイドライン、様式） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html	「建築物省エネ法」
	資料ライブラリー（仕様基準ガイドブック、広報ツール等） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html	「仕様基準ガイドブック」
	法改正等について学べるオンライン講座 https://shoenehou-online.jp/	「建築物省エネ法オンライン講座」
建築研究所	住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://house.lowenergy.jp/	「住宅Webプログラム」
	非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://building.lowenergy.jp/	「非住宅建築物計算」
	建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報 https://www.kenken.go.jp/becc/index.html	「省エネ 技術情報」
住宅性能評価・表示協会	省エネ適合性判定・届出について（省エネ適判機関の検索） https://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene_tekihan/	「省エネ適合性判定届出」
	自己評価ラベルの出力ページ（省エネ性能表示制度のラベル出力システム） https://bels.hyoukakyoukai.or.jp/self/calc	「自己評価ラベル」

Point

- 住宅・非住宅の各評価方法・計算プログラム入力方等の詳細は、以下の資料を参照してください。

〈ダウンロード先〉
国土交通省 オンライン講座資料ライブラリー
<https://shoenehou-online.jp/download/>



書籍名	住宅の省エネルギー基準と評価方法2024	住宅の省エネルギー設計と施工2023	仕様基準ガイドブック	設計・監理資料集(住宅版) ※非住宅版もあり
住宅				
表紙				
内容	住宅の省エネ基準と標準計算を解説	省エネ住宅の設計・施工の事例を紹介(地域別3種類)	木造戸建て住宅の仕様基準を紹介(地域別3種類)	申請に係る図書の作成例や完了検査のポイントを紹介
書籍名	標準入力法 入力マニュアル	モデル建物法 入力マニュアル	モデル建物法(小規模版) 入力マニュアル	手続きマニュアル 非住宅 住宅 共通
非住宅				
表紙				
内容	標準入力法の入力方法を解説	モデル建物法の入力方法を解説	モデル建物法(小規模版)の入力方法を解説	制度概要や各種手続きの流れ、必要書類などを紹介

57

建築物省エネ法に係る手続きマニュアル・完了検査の手引きについて

- 省エネ基準適合の確認に必要な省エネ適判等の手続きや、省エネ基準の概要について、申請者・審査者の理解を深めることを目的として、「建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務制度等に係る**手続きマニュアル**」を作成・公開。
- 建築主事等が省エネ基準に係る完了検査を行う際に活用することを目的として、「省エネ基準適合義務対象建築物に係る**完了検査の手引き**」を作成・公開。

■ 手続きマニュアル

- 省エネ適判を受ける場合、省エネ適判を省略する場合等における必要な図書、審査内容の概要、様式の作成例等を記載

■ 完了検査の手引き

- 完了検査の申請受付時の審査や、計算対象となる部位や設備等に応じた検査上のポイント
- 軽微な変更の審査上の留意点等を記載

<目次>

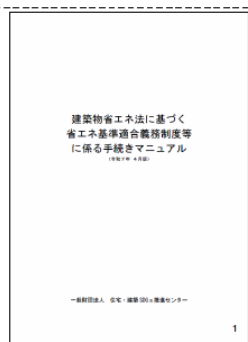
Ⅰ 手続きマニュアル編

- 省エネ基準適合義務制度
- 性能向上計画認定

Ⅱ 省エネ基準解説編

Ⅲ 様式作成例

- 適合義務・適合性判定関係
- 軽微変更関係



<目次>

はじめに

- 第1章 完了検査の手続き
- 第2章 完了検査の内容
- 第3章 仮使用認定時の手続きについて
- 第4章 軽微な変更説明書の確認
- 第5章 QA集
- 第6章 参考資料等



国土交通省HP 資料ライブラリーにおいて公開中

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

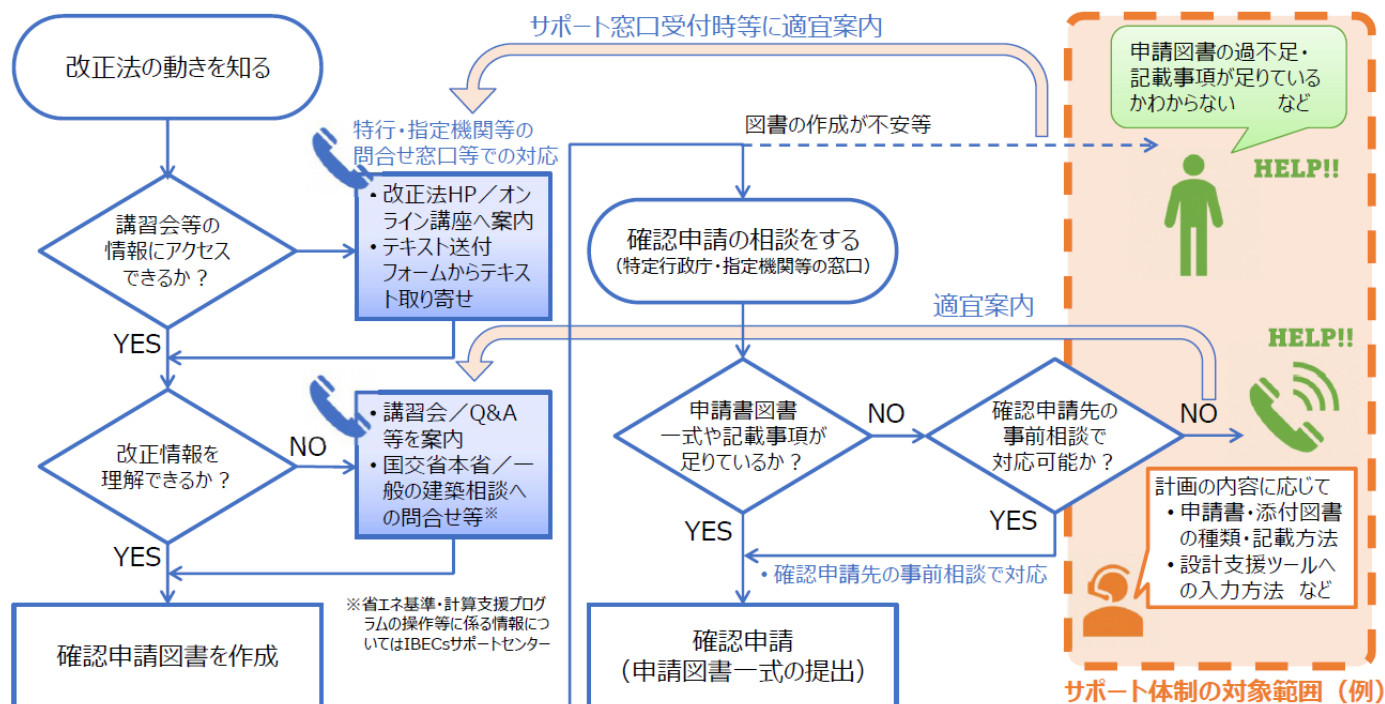
【参考】サポートセンターの開設

59

サポートセンターの開設

都道府県単位で建築士の個別サポートを行うサポートセンターを開設し、建築士等の相談者からの求めに応じて、サポート員が個別サポートを行う。

<建築士の取組段階ごとの困りごとと対応策（例）>



60

■ (一財)鳥取県建築住宅検査センターのサポート窓口の設置

- ・設計者でも安心して相談できるよう、国補助事業により、県内の指定確認検査機関である「(一財)鳥取県建築住宅検査センター」内にサポート窓口を設置しています。
- ・まずは下記の連絡先に電話にて、サポート内容、日程等についてご相談ください。

改正法の円滑な施行に向けた建築士サポート体制の概要

《サポート窓口の対応フロー》

相談者＜建築士＞

問い合わせ・申込み・受付

(電話等でサポート内容、日程等の確認)

サポート日時・場所の調整

(鳥取事務所又は米子事務所で対応)

建築士へのサポート(所要時間:2時間程度)

《サポートの内容》

○改正法施行以降に申請予定の建築物について、図面等を御持参いただき、建築確認申請や完了検査申請に新たに必要となる書類、記載方法等についてアドバイスします。

- ・審査・検査特例の縮小に伴い新たに記載が必要となる事項のアドバイス
- ・壁量計算等の見直しに伴うアドバイス
- ・省エネ性能に係る基準と計算方法のアドバイス
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)の資料作成のアドバイス
- ・完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法のアドバイス
- ・法改正に係る制度内容の概要説明

《サポート費用》

無 料

《サポート期間》

令和7年3月31日まで(期間中:75回まで) ※来年度も延長して実施する場合があります。

【サポートの申込み・問合せ先】

(一財)鳥取県建築住宅検査センター
〒680-0803

鳥取市田園町3丁目375番地

電 話 :0857-21-6702

FAX :0857-21-6703

e-mail: info@t-kensa.jp

61

サポートセンター及びアシストセンター

(参考)改正建築物省エネ法の円滑施行に向けて、国が制度・省エネ基準や設計・工事監理に関する問合せ窓口。

【国のサポート窓口】

Point

- 省エネ基準に関するご相談・ご質問は、省エネサポートセンターで受付中。
- 設計・工事監理に関するご相談・ご質問は建築物省エネアシストセンターで受付中。

省エネ基準に関する問合せは

省エネサポートセンター

(一財)住宅・建築SDGs推進センターで受付けています。

主に省エネ適合性判定の申請者及び省エネ措置の届出者を対象として以下の質問を受け付けています。

- 1) 住宅及び建築物に関する省エネルギー基準・計算支援プログラム等の操作等
- 2) 省エネ適合性判定、省エネ措置届出に関する一般的な事項

受付時間: 平日 9:30~12:00 / 13:00~17:30

URL: https://www.ibecs.or.jp/ee_standard/faq.html

メール: (住宅) hsupport@ibecs.or.jp

(非住宅) bsupport@ibecs.or.jp

T E L : 0120-882-177

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
※電話は混み合う事がありますので、なるべくメールをご利用ください。

設計・工事監理に関する問合せは

建築物省エネアシストセンター

(一社)日本設備設計事務所協会連合会で受付けています。

受付時間: 平日 10:00~12:00 / 13:00~16:00

URL: <https://www.jafmec.or.jp/eco/#eco2>

メール: assist_center01@jafmec.or.jp

F A X : 03-5276-3537

T E L : 03-5276-3535

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
※電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。
※上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開しています。

62